

議第七十四号

岐阜県個人情報保護条例及び岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県個人情報保護条例及び岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県個人情報保護条例及び岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の二中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)
第二条第三項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。)
第二条第二項」に改める。

第七条第一項第五号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)
第二条第一項」を「個人情報保護法第二条第九項」に改める。

第二十三条の二の二中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

第二十七条第一項中「行政機関個人情報保護法第四章」を「個人情報保護法第五章第四節」に改める。

(岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

附 則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。ただし、第一条中岐阜県個人情報保護条例第二

条第一号の二、第七条第一項第五号及び第二十七条第一項の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行の日から施行する。

提 案 説 明

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。